

知っ得情報

高齢者マークの貼付は何歳から?貼付は義務?

高齢者マークは正式には高齢運転者標章といいます。加齢により体の機能が低下し車の運転に影響を及ぼす恐れのある70歳以上の高齢者のドライバーが車を運転する場合に、車に貼りつけることを努力義務としています。そのため、高齢者マークを貼付なくても、運転者に罰則はありません。

●高齢者マークを付ける位置(場所)

高齢者マークを貼る場所は、初心者マークと同じく地上から0.4m以上1.2m以下の位置で、なおかつ車体の前面と後方、どちらも見やすい位置に1枚ずつ貼るように推奨されています。なおフロントガラスや側面ガラスにシールなどを貼ることは、法令上、車検シールなどに限られており、高齢者マークを貼ることはできません。フロントガラスや側面ガラスに貼ると法令違反になるので注意しましょう。

●高齢者マークを貼っている車への禁止事項

高齢者マークを貼っている車は初心者マークを貼っている車と同様に、周りの車が安全に走行するための配慮をしなければいけません。

このため、危険を防止するためにやむを得ない場合を除いては、高齢者マークの車に幅寄せしたり、無理な割込みをした場合は道路交通法違反となります。

これからお車の購入をお考えの方、新車から中古車などご要望にお応えさせていただきますので、お気軽に下記までお問合せください。

